

各務原市接道緑化に関する補助金交付要綱

(平成13年9月28日決裁)

各務原市都市緑化に関する補助金交付要綱（平成10年11月11日決裁）の全部を次のように改正する。

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市緑化を推進し、緑豊かな各務原市を創出するため、市内の私有地の接道部を緑化しようとする者に対し、市が予算の範囲内で各務原市接道緑化に関する補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、各務原市補助金交付規則（昭和38年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象区域)

第2条 補助の対象となる緑化範囲は、次の各号のいずれにも該当する区域とする。

(1) 市内の私有地（工場立地法（昭和34年法律第24号）又は各務原市開発事業指導要綱（昭和48年10月20日決裁）の適用を受ける区域を除き、宅地分譲された土地及び分譲住宅の建設敷地を含む。）

(2) 建築物の敷地

(3) 道路（建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条に規定する道路その他の一般の用に供している不特定の者が通行する道をいう。次号において同じ。）から目視できる場所として市長が認める区域

(4) 敷地と道路の境界（道路の幅員が4メートル未満の場合は、道路の中心線から2メートル敷地に下がったところ）から奥行きが原則5メートル以内の区域

(補助対象樹木等)

第3条 補助の対象となる樹木等は、次のとおりとする。

(1) 高さが1メートル以上1.5メートル未満の樹木を1メートル当たり3本以上植栽し、延長が3メートル以上となる生け垣（以下「生け垣」という。）

(2) 植栽時の高さが3メートル以上の樹木（以下「高木」という。）

(3) 植栽時の高さが1.5メートル以上3メートル未満の樹木（以下「中木」という。）

(4) 植栽時の高さが0.2メートル以上1.5メートル未満の樹木（以下「低木」という。）

(5) 1平方メートル当たり10鉢以上を植栽した地被植物又は植栽時の高さが0.

2メートル未満の樹木（以下これらを「地被植物等」という。）

（6） 1メートル当たり 5 鉢以上を植栽したツル性植物等（以下「ツル性植物等」という。）

（7） 芝

（補助対象者）

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、第2条に規定する区域に、前条に規定する樹木等を植栽しようとする者で、次に掲げる要件を満たすものとする。

（1） 樹木等を植栽する土地の所有者（以下「土地所有者」という。）又は樹木等の植栽について土地所有者の同意を得た者であること。

（2） 各務原市税を滞納していないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する植栽については、補助金の交付の対象としない。

（1） 事業者等が営利を目的として行う植栽

（2） 第10条の規定により行う植栽

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、次の表の区分により算定する標準事業費の合計額と緑化に係る所要経費の合計額のいずれか少ない方の額の2分の1以内の額とする。ただし、1件当たりの最高限度額は、10万円とし、最低限度額は、2万円とする。

区分	標準事業費
生け垣	1メートル当たり 8,000円
高木	1本当たり 1万5,000円
中木	1本当たり 3,200円
低木	1本当たり 800円
地被植物等	1平方メートル当たり 2,400円
ツル性植物等	1メートル当たり 1,200円
芝	1平方メートル当たり 900円

2 前項の場合における延長の最低単位は、0.1メートルとし、面積の最低単位は、0.1平方メートルとし、それ以下は切り捨てて算定するものとする。

3 第1項本文の規定にかかわらず、補助事業により植栽する低木の本数が1平方メートル当たり16本を超える場合は、その超える部分に係る費用について、補助金を交付しないものとする。

4 補助金の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、各務原市
接道緑化に関する補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市
長へ提出するものとする。

（1）工事前の写真

（2）平面図

（3）位置図

（4）工事の見積書

（5）土地所有者以外の者が申請者である場合にあっては、土地所有者の同意書

2 前項及び第9条の場合において、各務原市緑の条例施行規則（平成13年規則第
21号）第8条に規定する事業規模に該当するときは、各務原市緑化に関する指導
要綱（平成13年9月28日決裁）第7条第1項に規定する緑化計画回答書の写し
を添付しなければならない。

3 同一の申請場所又は同一の申請者による補助金の交付申請は、一の年度につき1
回を限度とする。

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条第1項又は第9条の規定による申請があった場合は、その内容
を審査し、適当と認めたときは、各務原市接道緑化に関する補助金交付決定通知書
（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（実施報告）

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（次条の規定により工事完
了後にその申請をした者を除く。）は、速やかに工事を完了し、工事が完了した日
から1月を経過する日又は当該交付の決定があった日の属する年度の3月31日の
いずれか早い日までに、各務原市接道緑化補助事業実施報告書兼請求書（様式第3
号）に次に掲げる書類を添えて、市長へ提出しなければならない。

（1）工事完了後の写真

（2）工事の領収書その他の支払を証する書類及び工事費の内訳書

（工事完了後の交付申請）

第9条 第6条第1項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めたものは、工事完
了後においても補助金の交付を申請することができる。この場合において、申請者
は、工事が完了した日から3月を経過する日までに、各務原市接道緑化に関する補
助金交付申請書兼請求書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて市長へ提出する

ものとする。

(1) 工事前及び工事完了後の写真

(2) 平面図

(3) 位置図

(4) 工事の領収書その他の支払を証する書類及び工事費の内訳書

(5) 土地所有者以外の者が申請者である場合にあっては、土地所有者の同意書
(努力義務)

第10条 補助金の交付を受けた者は、接道緑化の目的を遂行するため、補助事業の完了した日から1年以内に補助事業により植栽した樹木等が枯れた場合は、同等以上の樹木等を植栽するよう努めるものとする。

(手続の統合及び省略)

第11条 規則第19条の規定により、規則第11条の規定による補助事業の実施報告及び規則第14条第2項の規定による補助金の交付の請求を統合し、並びに規則第13条の規定による補助金の額の確定を省略するものとする。ただし、第9条の規定による工事完了後の交付申請を行う場合は、規則第19条の規定により、規則第4条第1項の規定による補助金の交付の申請及び規則第14条第2項の規定による補助金の交付の請求を統合し、並びに規則第11条の規定による補助事業の実施報告及び規則第13条の規定による補助金の額の確定を省略するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月31日決裁)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月24日決裁)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

2 改正後の各務原市接道緑化に関する補助金交付要綱の規定は、平成21年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則 (平成23年9月1日決裁)

この要綱は、平成23年9月1日から施行する。

附 則 (平成24年6月4日決裁)

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に存する改正前の各務原市接道緑化に関する補助金交付要綱の規定により作成されている用紙は、この要綱の施行の日以後においても、当分の間、所要の修正を加えて使用することができる。

附 則（平成25年3月13日決裁）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年6月28日決裁）

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

附 則（平成26年4月1日決裁）

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。
- 2 改正後の各務原市接道緑化に関する補助金交付要綱の規定は、平成26年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則（令和2年4月1日決裁）抄

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（令和4年3月31日決裁）

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 第2条の規定による改正後の各務原市ブロック塀撤去補助金交付要綱の規定はこの要綱の施行の日以後に各務原市ブロック塀撤去補助金の交付の申請をするものについて、第3条の規定による改正後の各務原市接道緑化に関する補助金交付要綱の規定は同日以後に各務原市接道緑化に関する補助金の交付の申請をするものについてそれぞれ適用し、同日前にこれらの補助金の交付の申請をしたものについては、なお従前の例による。

附 則（令和7年3月31日決裁）

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の各務原市接道緑化に関する補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、この要綱の施行の日以後に各務原市接道緑化に関する補助金（以下「補助金」という。）の交付の申請をするもの（同日前に工事が完了し同日以後に新要綱第9条の規定による申請をするものを除く。）について適用し、同日前に補助金の交付の申請をしたもの及び同日前に工事が完了し同日以後に同条の規定による補助金の交付の申請をするものについては、なお従前の例による。